

問い合わせ先
担当課 上下水道局 経営企画室
直 通 072-250-9227
内 線 86-3110
F A X 072-250-6600

新型コロナウイルス感染症に係る対策として 水道料金を減額します

本市では、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえ、市民生活並びに経済活動を支援するため、下記のとおり水道料金を減額します。

記

1. 支援内容

- ・水道の**基本料金を8割減額**する。

例)

一般家庭の場合（口径20mm以下、1か月あたり）

基本料金（税込み）： 減額前 715円 → **減額後 143円**

20m³使用した場合（税込み）： 減額前 2,464円 → **減額後 1,892円**

2. 対象者（令和2年3月31日現在）

- ・344,468件（家事用 320,458件 業務用 24,010件）

3. 減額期間

- ・4月から5月の使用分（令和2年6月検針分）から4か月間（資料2参照）

4. 所要額

- ・約10億円

資料 1. 減額前と減額後の基本料金（税込み）

（単位：円）

口径	減額前	減額後	差額 (1か月あたり)	減額の金額 (2か月分)	減額の金額 (4か月分)
20mm以下	715	143	△572	△1,144	△2,288
25mm	1,100	220	△880	△1,760	△3,520
30mm	3,410	682	△2,728	△5,456	△10,912
40mm	5,500	1,100	△4,400	△8,800	△17,600
50mm	11,000	2,200	△8,800	△17,600	△35,200
75mm	22,000	4,400	△17,600	△35,200	△70,400
100mm	34,100	6,820	△27,280	△54,560	△109,120
150mm	55,000	11,000	△44,000	△88,000	△176,000
200mm	121,000	24,200	△96,800	△193,600	△387,200

資料 2. 減額の対象となる使用期間と請求月

料金の 請求頻度	検針月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
2か月ごと (一般家庭等)	偶数月 の場合	減額		●	○				
	奇数月 の場合		減額		●	○			
1か月ごと (大口使用者)	毎月 の場合		減額	●	○				
				減額	●	○	○		
					減額	●	○		
						減額	●	○	
							減額	●	○

—— : 使用期間 ● : 検針 ○ : 請求

資料 3. 根拠規定

- ・ 堺市水道事業給水条例第 32 条（料金等の減免）

第 32 条（料金等の減免）

管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減免することができる。